

## 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院貸付金 貸付規程

平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 10 月 5 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、看護師等養成施設(以下「養成施設」という。)に入学した者で、卒業後直ちに地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院(以下「法人」という。)の看護業務に従事することを約するものに対し、別に定める奨学金のほかに貸付金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、法人の看護師等の充足に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において「養成施設」とは、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 20 条第 1 号及び第 2 号の規定により文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した助産師養成所又は同法第 21 条第 1 号及び第 2 号の規定により文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した看護師養成所をいう。

### (貸付期間)

第 3 条 法人は、養成施設に入学した者のうち、この規程に基づく貸付金の貸付けの決定を受けた者に対し、その決定に定められた月から養成施設の正規の修学期間を終了する月まで、毎月貸付金を貸し付けるものとする。

### (貸付金額及び利率)

第 4 条 貸付金の額は、月額 5 万円以内とする。

2 貸付金の貸付利率は、貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が養成施設を卒業した日の属する月の翌月 1 日における千葉県市町村職員共済組合の普通貸付利率(以下この項において「貸付利率」という。)を適用し、その翌年度以降は、毎年度 4 月 1 日における貸付利率を適用する。ただし、第 8 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の規定により貸付金の貸付けの決定が取り消されたときは、その取消しの事由が生じた日の貸付利率を適用する。

### (貸付けの申請及び決定)

第 5 条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、連帯保証人(成年者で独立の生計を営むものに限る。以下同じ。)の連署の上で、貸付金貸付

申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、法人に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 連帯保証人の住民票の写し
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (5) 連帯保証人の所得証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法人が必要と認める書類

2 法人は、前項に規定する申請があったときはこれを審査し、貸付金の貸付けを決定した場合は、貸付金貸付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 借受者は、貸付けを受けている貸付金の額を変更したいときは、連帯保証人と連署の上で、貸付金額変更申請書に第1項各号に掲げる書類のうち法人が必要と認めた書類を添えて、法人に提出しなければならない。

4 前項に規定する申請の審査等については、第2項の規定を準用する。

(履歴事項等の変更)

第6条 借受者及び連帯保証人は、その履歴事項等に変更を生じたときは、貸付金借受者(連帯保証人)履歴事項変更届により法人に届け出なければならない。

(連帯保証人の変更)

第7条 借受者は、第5条第1項に規定する連帯保証人を変更したときは、当該連帯保証人と連署の上、貸付金連帯保証人変更届に次の各号に掲げる書類を添えて、法人に提出しなければならない。

- (1) 新たな連帯保証人の住民票の写し
- (2) 新たな連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) 新たな連帯保証人の所得証明書

(貸付決定の取消等)

第8条 借受者は、貸付金の貸付けを受けることを自ら辞退するときは、速やかに貸付金貸付辞退届により、法人に届け出なければならない。

2 法人は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 養成施設を退学したとき。

(4) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、貸付けの目的が達成される見込みがないと認められるとき。

3 法人は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、その取消しの事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを行わないものとする。

4 法人は、借受者が養成施設を休学し、停学の処分を受け、又は1月以上引き続いて欠席したときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月まで、貸付けを行わないことができる。

5 法人は、借受者が、正当な理由がないにもかかわらず、この規程に基づき提出すべきものとされる届け、報告等を提出しないときは、貸付けを一時留保することができる。

(借用証書)

第9条 借受者は、養成施設の正規の修学期間を終了する月（養成施設の正規の修学期間を終了する前に貸付金の決定を取り消された場合はその月）の貸付金の貸付けを受けたのち、法人が指定する日までに貸付金借用証書（兼返還方法届出書）に次の各号に掲げる書類を添えて、法人に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 印鑑登録証明書

(3) 連帯保証人の住民票の写し

(4) 連帯保証人の印鑑登録証明書

2 法人は、次条第1項又は第2項の規定による貸付金の返還が終了したときは、前項に規定する貸付金借用証書（兼返還方法届出書）を、借受者に返戻するものとする。

(返還等)

第10条 借受者は、貸付けを受けた貸付金について、法人の看護業務に就業後、貸付けを受けた期間（第8条第4項の規定により貸付けを受けなかった期間を除く。以下同じ。）に相当する期間に2年を加えた期間（第4項の規定により返還が猶予されたときは、その猶予期間を合算した期間）内に返還しなければならない。

2 借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から起算して6か月以内に、貸付金を、一括又は分割の方式により返還しなければならない。

(1) 第8条第2項の規定により貸付けの決定が取り消されたとき。

(2) 養成施設を卒業した後、直ちに法人において看護業務に従事しなかったとき。  
ただし、第2条に掲げる助産師養成所へ入学した者を除く。

(3) 養成施設を卒業した後、貸付けを受けた期間に相当する期間を法人の看護業務に従事できなかったとき。(業務外の傷病による休職、育児休業等の事由により業務に従事できなかった期間(1か月未満は、1か月として計算)は、従事した期間に含まない。)

3 法人は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その各号に掲げる事由が継続する期間、第1項又は第2項に規定する貸付金の返還を猶予することができる。

(1) 第2項第3号に該当するとき。

(2) 第8条第2項の規定により貸付けの決定を取り消された後も引き続きその貸付けの決定に係る養成施設に在学しているとき。

(3) 災害その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

4 借受者は、前項に規定する貸付金の返還猶予を受けようとするときは、貸付金返還猶予届により法人に届け出なければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、貸付金の貸付けに関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月5日改正)

この規程は、令和5年10月5日から施行する。ただし、この規程の施行前に貸し付けを受けた者の連帯保証人の人数については、改正後の規程第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。